

第 6 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年 6月17日(月) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・4 東海 光政・5 村澤 藤次
8 喜多 義幸・9 片岡 正春・12 海野 要・13 内藤 正敏
19 草深 みつよ・21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 11名

欠席委員 3 田村 明・10 牧野 礼吉・11 清水 喜代己

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 12 海野 要・13 内藤 正敏

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長 それでは第6回第1農地部会を開催させていただきます。

本日の欠席は、3番 田村 明委員、10番 牧野 礼吉委員、11番 清水 喜代己委員の3名で、出席委員は11名です。

それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。12番の海野 要委員、13番の内藤 正敏委員、よろしくお願いします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第4号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 報告案件の説明をさせていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から4で、合計件数は4件、合計面積は11,339㎡、その内訳は、田が2,346㎡、畑が8,993㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

2ページから3ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から5で、合計件数は5件、合計面積は13,138.61㎡で、その内訳は田が10,467㎡、畑が2,671.61㎡、でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

4ページから5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、倉庫及び駐車場用地

番号2、駐車場用地

番号3、共同住宅用地

番号4、賃貸住宅用地

番号5、倉庫用地

番号6、分譲住宅用地

番号7、太陽光発電施設用地

番号8、資材置場用地

番号9から番号13 太陽光発電施設用地 でございます。

合計件数は13件で、合計面積は14,660㎡、その内訳は田が10,533㎡、畑が4,127㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、仮設事務所及び駐車場用地（一時転用）でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で、399㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願ひします。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 _____、面積 3,054㎡、渡人 _____、面積 2,690㎡、申請地 白塚町鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 302㎡ 外1筆、合計面積 1,105㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。なお、当地区の下限面積は、2,000㎡となっております。

番号2、地区 棕本、受人 _____、面積 5,045.11㎡、渡人 _____、面積 18,431.65㎡、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積 5.25㎡。

これにつきましては、境界確定に伴い、名義の変更をするものです。

番号3、地区 棕本、受人 _____、面積 5,045.11㎡、渡人 _____、面積 2,678.70㎡、申請地 芸濃町棕本東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 27㎡。

これにつきましては、境界確定に伴い、名義の変更をするものです。

番号4、地区 雲林院、受人 _____、面積 4,394.69㎡、渡人 _____、面積 7,142㎡、申請地 芸濃町雲林院竹之内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 360㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。なお、当地区の下限面積は、4,000㎡となっております。

番号5、地区 長野、受人 _____、面積 7,514㎡、渡人 _____、面積 2,660㎡、申請地 美里町北長野四ッ辻 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 365㎡ 外1筆、合計面積 2,660

m²。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は5件、合計面積は4,157.25m²で、その内訳は田が4,152m²、畑が5.25m²でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 白塚。

事務局 本日、担当委員である3番 田村委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております。その内容は、6月5日水曜日に、地元推進委員立会いのもと、現地確認を実施したところ、問題ないとのことでした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号2、番号3、番号4 地区 棕本 お願いします。

片岡委員 9番 片岡です。番号2, 3, 4について6月の7日に地元推進委員と現地確認をいたしましたところ、申請どおり間違いがないということでした。
よろしくお願い致します。

議 長 番号5 地区 長野。

事務局 11番 清水委員は本日ご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております。6月7日金曜日に地元推進委員立会いのもと、現地確認をしたところ、問題ないとのことでした。
以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 議案第1号番号1から5、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里小野田町古里 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 112㎡ 外3筆、合計面積1,111㎡。

これにつきましては、申請地を作業場及び物置用地とするものですが、昭和55年頃から、既にこの目的で利用されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 雲林院、申請者 _____、申請地 芸濃町雲林院大願寺 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 52㎡ 外4筆、合計面積3,280㎡。

これにつきましては、昭和50年頃に獣害被害や日照状況等の、耕作条件の悪さから、やむを得ず杉を植林し、これまで山林として管理されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、申請者 _____、申請地 芸濃町雲林院岸瀬古 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 340㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、既にこの目的で利用されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町大塚向山 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 183㎡。

これにつきましては、昭和30年頃に獣害被害や日照状況等の、耕作条件の悪さから、やむを得ず杉と桧を植林し、これまで山林として管理されてきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は4,914㎡、このうち田が4,456㎡、畑で458㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 大里。

田中委員 2番 田中です。6月の7日の日に会長、部会長、地元推進委員、それに事務局と現地調査をいたしましたところ、問題ないということでございます。

議 長	番号2、番号3 地区 雲林院。
片岡委員	9番 片岡です。6月の7日の日に農業委員と地元推進委員と現場確認いたしましたところ、説明のとおり間違いのないと思いますので、よろしく申し上げます。
議 長	番号4 地区 明合。
海野委員	12番 海野です。6月7日に農業委員の内藤さんと地元推進委員立会いの元、現地確認を行いましたところ、申請どおり問題なしということでございます。以上でございます。
議 長	議案第2号番号1から4について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。
	次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
	番号1、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 542㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、466.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の86.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号2、地区 楡形、受人 _____、渡人 _____、申請地 分部赤坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 598㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、466.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の78%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号3、地区 椋本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本巾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 135㎡ 外1筆、合計面積 398㎡。 これにつきましては、建築業を営む受人は、既存借地の資材置場を、事情により返却する必要が生じたことから、自宅から近い申請地を渡人から譲り受

け、資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本藤ノ山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 505㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1.7㎡。

これにつきましては、平成31年2月部会にて許可を得て、太陽光事業を実施している受人は、隣接する土地の境界が確定したことに伴い、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として、申請地を含め使用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 5.11㎡。

これにつきましては、平成31年2月部会にて許可を得て、太陽光事業を実施している受人は、隣接する土地の境界が確定したことに伴い、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として、申請地を含め使用しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生天神前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,159㎡。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、469.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生天神前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 334㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、234.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の70.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 村主、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西東出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 981㎡ 外1筆、合計面積 1,953㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネルの設置面積は650.64㎡、メンテナンス効率をあげるため、パネル間隔を広く確保することから、パネル設置率が転用面積の33.3%となりますが、周囲をフェンスで囲い、一体的に太陽光発電施設として管理していくことが確認できます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 村主、受人 株式会社 _____ 代表取締

役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西東出_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,070㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、600.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町川西藤ヶ森_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 353㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する公民館の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町荒木千田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 429㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は7,347.81㎡、このうち田が4,875.81㎡、畑で2,472㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見をお伺いする前に、会長と一緒に現地確認をして気付いた、また感心したことを申し上げます。現地確認の当日は、くしくも大雨でベタベタになりながら実施をさせていただきました。今月もたくさん太陽光事業にかかる案件がありますが、放棄地となっていた農地が太陽光をすることで解消されるのかなという思いと、耕作放棄された農地ばかりよく見つけてくるなと感心するところもありました。このことについては、複雑な思いではありますが、業者はまだまだ探し求めており、これからも件数は増える傾向にあるのかなと感じました。

放棄地が解消される反面、太陽光が増えていくという、大変複雑な思いで現地確認をさせていただいたことを皆さんにご報告をさせていただきます。

議長 それでは番号1、番号2 地区 櫛形。

東海委員 4番 東海です。6月7日の日に事務局と地元推進委員と3名で現地確認をしましたところ、何ら問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議長 番号3から番号6 地区 椋本、お願いします。

片岡委員 9番 片岡です。6月7日の日に地元推進委員と農業委員2名、事務局で現地確認いたしました。説明のとおり確認いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 番号7、番号8 地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番 内藤です。7番から11番まで私の担当区域ですので、一括して報告させていただきます。6月7日の日に海野委員と共に現地確認をいたしました。1000㎡以上の土地に関しましては守山会長、太田部会長、事務局の方に来ていただき確認をしていただきました。草生地区・村主地区に関しましては、それぞれ地元推進委員に来ていただきまして、何ら問題なしということでございました。7番から11番までに関しては事務局の説明どおりでございます。

議 長 番号12、地区 明合。

海野委員 12番 海野です。6月7日に内藤農業委員と地元推進委員と、確認をさせていただきました。事務局の報告どおり何ら問題なしということでございます。以上でございます。

議 長 先ほど私の結果報告をさせていただきましたが、もう一つ気づいた事がありましたので、付け加えさせていただきます。現地確認で現状を拝見した際、進入路が狭い、住宅がそばにあるなど工事が非常にしにくいところが多々ありましたが、この辺は農業委員会として、近隣の方にご迷惑がかからないか注意しながら許可する必要があるのかなと感じました。

また、工事がしづらい所は耕作もしづらいということで、放棄地になるべくしてなり、太陽光事業によりこれが解消されるという複雑な気持ちになりました。

議 長 番号1から番号12について、地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定をいたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 _____ 株式会社 名古屋支店執行役員支店長 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本一ッ谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,709㎡の内370㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に賃貸借権を設定し、申請地を耐震補強工事に伴う、仮設駐車場及び仮設事務用地として、一時転用するも

のです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____ 外2名、申請地 芸濃町中縄山新田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積9.91㎡ 外3筆、合計面積 4,977.91㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、3,724㎡、パネルの設置率は、転用面積の74.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は5,347.91㎡、このうち田が1,030.91㎡、畑で4,317㎡、でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 椋本、お願いします。

片岡委員 9番 片岡です。6月7日の日に農業委員2名と地元推進委員と現地確認いたしましたところ、事務局の説明のとおりで問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号2 地区 明、お願いします。

片岡委員 9番 片岡です。6月7日の日に会長さん、部会長さん、いろいろお忙しいところありがとうございました。事務局、地元推進委員と農業委員と協議した結果、申請書どおり確認いたしましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 椋本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋

本横山_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 425㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町清水北浦_____、台帳地目 畑、現況地目 畑・道路、面積 297㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。なお、申請の一部は、昭和60年に隣接する農業用倉庫への進入路として、使用してしまっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は722㎡、このうち田が425㎡、畑で297㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 棕本、お願いします。

片岡委員 9番 片岡です。6月7日の日に地元推進委員と農業委員で現地確認いたしました。申請書のとおりであることを確認いたしました。よろしくお願いします。

議 長 番号2 地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番 海野です。6月7日に内藤農業委員と地元推進委員と現地確認を行いました。申請どおりで何ら問題なしと言う判断なっております。よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で34,252㎡、契約件数は21件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で6,085㎡、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で3,370㎡、畑の使用貸借で、1,474㎡、契約件数は6件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で5,516㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,801㎡、契約件数は4件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で6,683㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて55,906㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で9,275㎡、合計契約件数は36件、合計面積は65,181㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区8件、河芸地区2件、安濃地区3件、芸濃地区2件で合計15件、合計面積は35,531㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で41.7%、面積で54.5%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号34についてです。_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 整理番号34について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に整理番号4ほか19件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この20件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第6号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

以上で第6回第1農地部会を終了いたします。

午前10時41分

上記は、第6回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年6月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____